

議事の運営について（案）

1. 本ワーキンググループ（WG）は、原則として公開する。ただし、個別企業の非公開情報を扱う場合等、議事内容に応じて非公開とする。なお、公開とする場合、一般傍聴については、インターネット配信を通じて行うこととする。
2. 配布資料は、原則として経済産業省ホームページを通じて公開する。
3. 議事要旨については、WGの公開、非公開に関わらず原則として会議終了後 1 週間以内に作成し、公開する。
4. 議事録については、WGを公開する場合に限り原則として会議終了後 1 ヶ月以内に作成し、公開する。
5. 会議又は資料の公開方法又は非公開にするかどうかについての判断は、座長に一任するものとする。